

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第1回武蔵村山市行政改革推進委員会
開 催 日 時	令和6年7月29日(月)午前10時4分から午前11時46分まで
開 催 場 所	市民会館(さくらホール)展示室
出席者及び 欠 席 者	出席者：比留間委員長、岩瀬委員、高橋委員 欠席者：小林副委員長、日向野委員 事務局：企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	行政改革推進委員会について
議 題	1 令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について、委員から意見をいただいたが、助言、勧告等はなかった。 議題2：特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	<p>議題1 令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について</p> <p>● 令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について説明する。</p> <p>会議次第1ページ「1 推進状況調査の実施」について、令和5年度末における第七次行政改革大綱の推進状況を把握するため、本年5月9日から5月24日にかけて、各課へ照会を行っている。</p> <p>続いて、「2 推進状況調査の結果」については、別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱 令和5年度末推進状況報告書」に沿って説明する。</p> <p>本報告書は、「第七次行政改革大綱推進計画(令和5年度～令和7年度)」の推進状況について所管課へ調査を行い、その結果を取りまとめたものである。</p> <p>本報告書の目次の下段の凡例には3ページ以降の各推進項目の実施状況についての区分を記載している。</p> <p>1ページの「第1 令和5年度末推進状況総括」、「1 実施状況等について」について、「実施状況等集計表」は、令和5年度から令和7年度までを推進期間とする「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画」について、令和5年度末における各推進項目の実施状況を改革の柱・推進体系ごとに「実施済」から「その他」までの4項目で整理したものである。</p> <p>内訳は、全82の推進項目のうち、「実施済」が46件、「継続中」が24件、「準備中」が11件及び「その他」が1件となっている。各項目の実施割合は、記載のとおりで、推進計画に従い、おおむね予定どおり進捗している。</p> <p>また、財政効果額については、各種取組の結果、期間累計で約8億</p>

4千万円となっており、推進体系別の実績については、表に記載のとおりである。

2ページの表「実施状況等の推移」については、年次（推進）計画と当該年度末の実施状況等について年度ごとの推移を記載している。令和5年度に実施済又は継続中となった項目は、令和4年度と比較して12項目、14.6ポイント増加している。

3ページから6ページまでの「実施状況等一覧」は、各推進項目の実施状況等の一覧表として、令和5年度の推進計画や、年度末における実施状況等を整理している。

なお、実施状況等の欄に、括弧書きで記載のある「◎」、「○」、「△」、「－」については、各推進項目の実施状況をそれぞれ「目標以上」、「目標どおり」、「目標以下」、「その他」の4つの区分で表記したものである。

また、所管課の表記については、令和5年度において推進項目を所管していた課としており、令和6年度における組織改正は反映していないので御承知おきいただきたい。

「財政効果額」については、各推進項目の実施により生じた効果額であるが、金額での比較が可能となるものについて算出することとしており、その金額を記載している。

7ページから35ページまでの「第2 令和5年度末推進状況一覧」は、令和5年度末の各推進項目の推進状況について個別に整理している。

なお、実施結果については、本年4月以降に取組が進展し、現状と合っていない項目もあるが、令和5年度末における状況ということで、御覧いただきたい。

本日は、「実施等」と位置付けられ、令和5年度上半期から一定の動きがあった19件の実施状況について説明する。

#### 「項番9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討」

本推進項目は、村山温泉かたくりの湯におけるリニューアルの効果等を検証し、今後の在り方を検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、検討委員会を設置して検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、在り方検討委員会からの提言を踏まえた上で、村山温泉かたくりの湯を存続することとし、指定管理者制度による運営を継続するが、施設の安定的な運営と指定管理者の収支改善のため、完全利用料金制の運営ではなく指定管理料を支払い、事業条件を見直すこととしている。また、本市の「憩いの核」の中心として施設の魅力を向上させるため、今後、次期指定管理者へ周辺施設との連携策についての提案を求めるとともに、民間事業者参画に向けた取組や集客力の向上のための方策を検討していくとしている。

### 「項番 1 3 高齢者見守りの在り方の検討」

本推進項目は、令和元年度行政評価委員会からの意見を踏まえ、高齢者見守り相談室事業の見直しなど、高齢者の見守りに関する在り方について検討するものである。

令和 5 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討した結果を基に作成した検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、将来にわたり持続可能な見守り活動としていくため、現状の課題として「見守りを行う担い手不足の解消」、「見守り活動の効率化と多様なニーズへの対応」、「見守り相談室の未設置圏域への対応」を挙げて解決策を検討し、今後は①「多様な主体による見守り活動」、②「デジタル技術を活用した高齢者の見守り活動」、③「見守り相談室の在り方と多様な見守り活動」の三つにより見守り体制の強化を図り、高齢者の見守り活動を推進していくとしている。

### 「項番 1 4 子どもカフェ事業の見直し」

本推進項目は、子どもカフェについてコミュニティ拠点としての在り方を検討するとともに、実施日や実施場所等の見直しを検討するものである。

検討委員会における検討結果や子どもカフェ参加者へのアンケート結果を踏まえ、令和 5 年度から西部地区において子どもカフェの通年実施を開始するとともに、令和 6 年度から児童館で実施している「親子ひろば事業」と統合し、新たに「健やかひろば事業」へと再編し事業を展開する見直しをしたことから、実施状況を「実施済」としている。

### 「項番 2 4 特定健康診査の受診勧奨」

本推進項目は、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、受診勧奨を実施するものである。

令和 5 年度推進計画を「達成」としており、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率をそれぞれ 6 0 パーセントとする達成基準としていたものである。平成 3 0 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「武蔵村山市国民健康保険 第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画」に掲げる数値目標と同じ目標となっており、令和 6 年度に同計画を改定し、目標値を再度設定し、次年度以降も引き続き取り組むことから、実施状況を「継続中」、達成基準を下回ったことから、実施水準を「△：目標以下」に変更している。

なお、本推進項目は、本年度策定した行政改革大綱推進計画において、令和 6 年度推進計画を「検討」、令和 7 年度推進計画を「達成」に変更している。

### 「項番 2 9 スポーツを活用した地域活性化策の検討」

本推進項目は、平成 2 6 年度に行ったスポーツ都市宣言を踏まえ、

スポーツを活用した地域の活性化策について検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討した結果を基に作成した検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、スポーツを活用した地域活性化策を検討する上で、スポーツを通じた地域交流の場である「地区ふれあいスポレク大会」を見直すこととしており、令和5年度の開催において、各地区の自治会長及びスポーツ推進委員等との協議を行い、各地区が現状で開催できるよう規模や競技内容を見直して大会を実施し、今後も自治会長等との連携を図りながら、スポーツを活用した地域活性化策へつながるよう事業を継続していくとしている。

#### 「項番3 1 自主防災組織の活性化策の検討」

本推進項目は、地域における防災機能・意識の向上を図るため、自主防災組織の結成促進や活性化に向けた新たな支援策について検討するものであり、令和5年度推進計画は「検討」、令和6年度推進計画は「検討結果報告書の提出」である。

結成促進のためのチラシを作成して自治会への回覧や市内公共施設で配布するとともに、自主防災組織の活性化に向けた新たな支援策について検討を開始したため、実施状況を「準備中」、実施水準を「○：目標どおり」としている。

#### 「項番3 2 自主防犯組織の活性化策の検討」

本推進項目は、地域における防犯機能・意識の向上を図るため、自主防犯組織の活性化に向けた方策について検討するものであり、令和5年度推進計画は「検討」、令和6年度推進計画は「検討結果報告書の提出」である。

市報等での自主防犯組織結成の啓発活動や、結成促進のためのチラシを作成して各種キャンペーン等で周知するとともに、自主防災組織の活性化に向けた方策について検討を開始したため、実施状況を「準備中」、実施水準を「○：目標どおり」としている。

#### 「項番4 3 代替休暇制度の導入」

本推進項目は、職員の健康保持、業務能率の確保を図るため、月60時間超の時間外勤務を行った際における代替休暇制度の導入を検討、実施するものである。

令和5年度に「実施」を予定していたものであるが、代替休暇制度の導入に向けて職員組合と協議したものの合意に至らず、継続協議となったことから、実施業況を「継続中」、実施水準を「△：目標以下」に変更している。

なお、本推進項目は、本年度策定した行政改革大綱推進計画において、令和6年度推進計画を「実施」に変更している。

#### 「項番 4 6 職員研修の充実」

本推進項目は、研修方法の充実を図るため、より多くの職員が必要とする研修を受講できるよう e ラーニングメニューの拡充や W e b 研修の導入を検討、実施するものであり、令和 5 年度推進計画は「実施」である。

令和 5 年 1 2 月に全職員を対象としてコンプライアンス研修を従来の対面形式から W e b 方式に変更し実施したことから、実施状況を「実施済」としている。コンプライアンス研修に係る経費について、令和 4 年度決算額と比較して 2 0 9 千円の減となり、その額を財政効果額として計上している。

#### 「項番 5 5 (仮称)生涯学習センターの整備の検討」

本推進項目は、既存の公共施設の集約化や適正な配置を図るため、中央図書館と中央公民館の機能を併せもった(仮称)生涯学習センターの設置について検討するものである。

令和 5 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、検討委員会を設置して検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、人口動態の変化や公共施設の在り方に大きく影響を及ぼすことが見込まれる多摩都市モノレール延伸に向けたまちづくりと整合を図るとともに、将来にわたり維持可能な施設の総量を踏まえていく必要があるため、令和 5 年度に予定していた「(仮称)生涯学習センター基本構想」の策定を一旦先送りするとしている。

今後は、公共施設等総合管理計画(個別施設計画)の次期計画を策定する中で、既存の公共施設の最適配置に向けた検討と合わせて、(仮称)生涯学習センターの在り方についても検討を進めていくとしている。

#### 「項番 5 9 社会福祉協議会へ財政支援等の在り方の検討」

本推進項目は、法人の独立性を確保するため、委託事業の見直しを含め、市と社会福祉協議会との役割分担を明確にした上で、市の財政支援等の在り方について検討するものである。

令和 5 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、検討委員会を設置して検討を進め、検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

なお、報告書の内容は、財政支援等の在り方については社会福祉協議会の内部で適正な費用等を精査することを前提とした上で、補助金及び委託事業について現状を維持することが適当であるとしている。また、本法人内部での組織運営の合理化及び自立促進に向けた方策については本法人に対してあるべき方向性を伝えた上で「武蔵村山市社会福祉協議会経営計画」の K P T (キープ・プロブレム・トライ)を実施し、自立促進に向けた方策の検討をするよう要請し、令和 6 年度内に市へ報告を求めていくとしている。

「項番 6 0 シルバー人材センターへの財政支援等の在り方の検討」  
本推進項目は、法人の独立性を確保するため、財政基盤の安定化に向けた取組を促すとともに、市の財政支援等の在り方について検討するものである。

実施状況等の変更はないが、新たに財政効果額が算出されている。

令和 4 年度に人件費のみを補助対象経費とし、その人件費のうち職員退職金引当金及び市の基準を超過して支出している費用を補助対象外とする等の見直しを行った結果、シルバー人材センターへの補助金に係る市負担額が令和 4 年度決算額と比較して 2, 1 7 9 千円の減となり、その額を財政効果額として計上している。

「項番 7 1 文書管理システムの導入の検討」及び「項番 7 2 電子決裁システムの導入の検討」

これらの推進項目は、公文書の適正な管理の推進及び業務の効率化を図るため、文書管理システム及び電子決裁システムの導入するものであり、令和 5 年度推進計画は「実施」である。

システムの稼働に向けて、関係例規の改正や職員への研修を実施し、令和 6 年 1 月に文書管理システム及び電子決裁システムを導入したため、実施状況を「実施済」としている。

「項番 7 3 庶務事務システムの導入」

本推進項目は、職員の出退勤等の管理に係る事務の効率化を図るため庶務事務システムの導入するものであり、令和 5 年度推進計画は「実施」である。

導入や情報連携等に係る費用を抑制し、人事給与システムの更改に合わせてプロポーザルにより同システムと庶務事務システムを同一の事業者より調達する方針で検討する必要があるため、次年度以降においても引き続き取り組むことから、実施状況を「準備中」、実施水準を「△：目標以下」としている。

なお、本推進項目は、本年度策定した行政改革大綱推進計画において、令和 6 年度推進計画を「検討」、令和 7 年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番 7 4 テレワークの導入」

本推進項目は、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、テレワークの導入するものであり、令和 4 年度推進計画は「検討」、令和 5 年度推進計画は「実施」である。

令和 5 年度に国家公務員の在宅勤務手当に係る人事院規則の制定や「国家公務員におけるテレワークの適切な実施の推進のためのガイドライン」が策定され、その内容を踏まえて検討する必要があるため、次年度以降においても引き続き取り組むことから、実施状況を「準備中」、実施水準を「△：目標以下」としている。

なお、本推進項目は、本年度策定した行政改革大綱推進計画において、令和 6 年度推進計画を「実施」に変更している。

「項番 78 事務手数料の見直し」

本推進項目は、受益者負担の適正化を図るため証明書発行等に係る事務手数料について定期的な見直しに向けて、令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「実施」としているが、関係各課で構成された事務手数料の見直しに係るワーキンググループにおいて各種事務手数料の見直しを検討した結果、事務手数料を現行のまま据え置くこととし、当初の推進計画の見直しを見送っていることから、実施状況を「その他」、実施水準を「－：その他」としている。

「項番 79 下水道使用料の見直し」

本推進項目は、計画的で安定的な公共下水道事業を展開するため下水道使用料の定期的な見直しに向けて、令和4年度に「検討」、令和5年度に「実施」とする推進計画でございますが、下水道事業経営戦略策定委員会において検討を行った結果、下水道使用料の改定は不要であるとの結論に至り、現行のまま据え置くこととし、今後、令和7年度を目途に改めて見直しの必要性を検討することとしたため、実施状況を「継続中」としている。

【質疑・意見等】

- 多摩都市モノレールの市内延伸の現状について伺いたい。
- 東京都知事は2030年代半ばの開業を目指すと明言しており、それを目指して全力を尽くして取り組んでいる。  
現状は、多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）計画についての都市計画案説明会が終了したため、都市計画決定が近々行われる予定である。  
モノレール施設の建設では、東京都及び多摩都市モノレール株式会社がそれぞれインフラ部とインフラ外部の役割を担っている。支柱、桁、駅舎等の骨格を形成する構造部分等のインフラ部は、東京都の事業として都市整備局や建設局が担い、都市計画決定、事業認可の手続きを経てから工事に着手する。また、車両、電車線、券売機等の運行・経営に必要となる部分等のインフラ外部は、多摩都市モノレール株式会社が担い、軌道法に基づく特許の申請手続きが必要となるが、その申請を本年7月23日に行っている。  
現在、事業化に向けた手続きを進めており、都市計画決定と特許の手続きにより都市計画上の制限が生まれる。その後、東京都で事業認可手続きを、多摩都市モノレール株式会社で工事施工認可手続きを行い、認可を取得して初めてモノレール事業として実施できるが、実際の工事着手までには都市計画決定から最短でも1年はかかり、過去の事例では2、3年かかるものもある。
- これまでの進捗を伺いたい。
- 今回の延伸計画は、多摩センター駅から上北台駅までを結ぶ約16キロの路線と大きな違いがある。上北台駅から箱根ヶ崎駅までを結ぶ

約7キロの路線は、新青梅街道の交通渋滞解消を目的に都市計画決定、事業認可を取得して拡幅整備を先立って実施してきた経過がある。正確な用地取得率は手元にないが、新青梅街道の用地空けはかなり進捗している。延伸に当たり整備区間の用地空けが一番大変であり、仮に計画期間が10年かかる場合に7、8年は用地の確保や土地の整備に時間を費やすが、用地空けが進めば時間短縮を図れると思う。

○ モノレール整備区間の用地確保が全て終了しない限り工事に着手できないのか。

● 今回の延伸計画がどうなるかは別として、公共工事において任意協議による用地取得が何らかの理由で難航するなど、整備区間の用地確保が進まない状況もあり得る。他の路線をみると、用地取得困難箇所がある場合、用地取得が完了するまで猶予すると予定された工事工程に遅延が生じるので、用地交渉も進めつつ支柱建設工事を行うケースも見受けられる。

○ 影響はないのか。

● 支柱や桁を建設すると周辺地域で電波障害が発生する可能性が高い。その地域はケーブルテレビを導入して対処している。

○ 今の話からすると、整備区間の用地確保がある程度進んでいれば支柱や桁の建設工事が始まっていくのか。

● 東京都が主導する工事工程の詳細は分からないが、本来は用地取得が全て完了してから工事に取りかかるのが望ましい。しかし、用地取得困難箇所は一向に進まない状況なども想定され、やむを得ず工事を実施することもある。

現在の新青梅街道の幅員は18mだが、モノレール延伸に向けて左右を6mずつ広げて幅員30mに拡幅することとしている。本市では、モノレール延伸を契機として見据えながら進めてきた都市核地区土地区画整理事業があり、市役所の南側に位置する本町一丁目の一部及び榎三丁目の整備区域内も移転や工事が進捗しており、新青梅街道の拡幅部分の用地空けも進んでいる。ただ、現在手続中の都市計画案ではモノレール新駅の駅舎部分は幅員30mよりも広げなければならないので、都市計画決定、事業認可を経てから用地買収をしていく必要がある。また、モノレール新駅周辺や沿線まちづくりの将来像を見据えて沿線まちづくり方針や立地適正化計画なども策定している。

○ 延伸に向けて着実に進んでいることは間違いない。新駅周辺や沿線のまちづくりは市の取組にかかっているので、モノレールが開通して何もできなかったとにならないよう引き続き取り組んでいただきたい。

○ 市内にモノレール新駅が五つできることは間違いないのか。

● 上北台駅から箱根ヶ崎駅を結ぶ路線の中で七つの駅が新設されるが、そのうち本市には五つの駅が新たに誕生する予定である。都市計画素案説明会でも同様の説明があったので、それが変更することは考えにくいと思われる。

○ MMシャトルやむらタクはどうするのか。

● 今後の本市の発展に向けて、多くの集客を見込める商業施設等の誘

致や周辺地域の開発等により注力するとともに、地域の公共交通を踏めて検討を進めていくこととしている。MMシャトルや他の路線バスのルートも変更することとなるが、モノレール路線が東西を横断するため、モノレール新駅を起点として南北を中心に路線バス等の運行ルートを再編するという考え方になると想定している。

- 市民から意見を聞く機会はあるのか。
- ある。公募で参加者を募り、昨年度には「多摩都市モノレール新駅周辺の将来像を考える」市民ワークショップを3回開催した。また、都市核地区土地区画整理事業の整備区域内には6,000㎡の4号公園（名称仮称）を含めて大小合わせて複数の公園を整備していくこととしている。令和3年度には同様に公募で参加者を募り、どのような公園にしたいか、公園づくりに関する市民懇談会を3回開催した経過もある。
- 本市から立川までの運賃はいくらを想定しているのか。
- 現状、運賃がいくらになるかは不明である。モノレールのほか、ゆりかもめや日暮里舎人ライナーなどの新交通は、中量輸送手段で人を多く運べないため、私鉄やJRなどの電車の運賃よりも割高となる。運賃は国土交通省へ認可申請を行うが、輸送人数、運行ダイヤ、運賃収入と、実際にかかった建設費との兼ね合いを考慮し、採算性が見込める運賃を算出して認可を取得する。仮に大勢の人を乗せないから立川まで運賃100円にするなど根拠が乏しい場合は認可されない。
- 運行するには一定の運賃収入が必要だが、いざモノレールが開通したとして果たして市民が利用するのかという懸念もある。
- 箱根ヶ崎方面への延伸計画には御意見のような懸念事項もあった。モノレールの集客力を増すには、沿線の自治体の観光資源や地域資源も存分に活用しながら人を呼び込む方策を検討する必要がある。  
本市の人口は7万人程度で市部としても多いとは言えず、利用につなげるには新駅周辺や沿線まちづくり開発による集客施設との連携や、地域公共交通で周辺施設を結び付けるなど工夫していく必要があると考えている。
- 現状だけで転入者や利用者が増大するとも思えないので、モノレール開業までに人を呼び込むための方策を考えて新駅周辺や沿線まちづくりの開発に注力していただき、引き続き本市の発展に期待したい。

#### 項番9 村山温泉かたくりの湯の在り方の検討

- 検討結果に「指定管理者制度による運営においては完全利用料金制でなく指定管理料を支払い」とあるが、温泉施設の運営収支で赤字が生じた場合について伺いたい。  
これまでは指定管理者が赤字を負担していたが、温泉施設の再開後は、指定管理者は赤字を負担せず指定管理料を受け取り単に運営するだけでよいと見える。市が赤字を補填するのか。
- 市が指定管理料を支払う場合でも無制限に捻出するわけではない。例えば2千万円など上限額を定めて指定管理料を支払うことにした

場合、その上限額を超えた赤字は指定管理者で負担する必要がある。運営収支の赤字を市で全額補填してしまうと経営努力しなくなるという懸念もある。

- 利用料金はこれまで通り指定管理者の収入になるのか。
- 収入になる。利用料金の取扱いは変更していない。ただ、現状では運営収支が赤字となるのは明らかで、次期指定管理者を公募しても事業者から手を挙げてもらえないと思われるため、金額は未定だが指定管理料を支払うこととした。
- 市としては、これまでの運営方法を変更し、指定管理料を支払ってでも温泉施設は存続した方がよいとの結論なのか。
- 外部有識者で構成する在り方検討委員会において、温泉施設の今後の在り方の検討結果を踏まえて、市の目指すべき方向性として当該施設の存続及び再開に向けて動くこととなった。
- 指定管理料を支払う運営方法なら事業者が名乗り出る可能性もあるのか。
- そのように考えている。指定管理料を市で支払わないと手を挙げる事業者がいなかった。
- それは本市だけなのか。他の施設などは手を挙げる事業者がいると思う。
- 本市では温泉施設以外のほとんどの指定管理施設は利用料金制で各指定管理者が運営している。温泉施設としては、他県では指定管理料を支払って運営する例は珍しくないが、都内にはそもそも温泉施設が少なく、指定管理料を支払ってまで運営する例がないと思われる。ただ、実際には第3セクターが運営する例では第3セクターに対して補助金を交付し運営費に充てることもある。
- いつ頃再開する見込みなのか。
- 何月かは未定だが来年度の予定である。
- 建て替えるのか。
- コストが大幅にかかるので建て替えない。既存施設の改修を予定している。工事期間は最短でも半年かかる見込みである。
- 現在も温泉は湧き出ているのか。
- 地下1, 500mから天然温泉を汲み上げ加熱して提供していたが、令和5年4月から休館したためしていない。
- 中断期間があるので温泉施設の再開後にきちんと汲み上がるのか懸念される。
- きちんと対応していく。
- 今後の見通しが難しい。他市でも温泉施設は増えており、再開しても当たるも八卦当たらずも八卦という気がする。
- 御指摘のとおりオープン当初に比べて、小平市や昭島市など近隣にも温泉施設が増えている。
- 今までの利用者数を上回ると見込んでいるのか。
- 利用者数をどの程度見込んでいるか詳細を把握していないが、今までより大幅な増加は難しいかもしれない。コロナ禍を除く通常の運営時でもオープン当初の年間利用者数の半分を割り込んでいた。

- 近隣にも温泉施設のある状況でリニューアルしてもなかなか難しい。オープン当初は飛びつくかもしれないが、利用者呼び込むには独自の良さや目新しさなどをPRしていかないといけない。
- 御意見のとおりリニューアル後に様子を見にくる利用者はいるだろうが、その後、どの様につなぎとめていくかを検討する必要がある。  
現在は、温泉施設を改修して再開する方向だが、温泉施設単体で勝負しても健全な経営を維持するのはなかなか厳しいと思われる。ただ、以前とは違い、野山北・六道山公園内にあそびの森や冒険の森が開園してアスレチックが充実し、駐車場も拡充している。狭山丘陵には野山北・六道山公園を含む他の都立公園があるので、周辺の観光資源とどの様に有機的に結び付けていくかが大切だと考えている。
- 次期指定管理者と連携しながら、温泉施設の運営収支が赤字とならないよう取り組んでいただくようお願いしたい。

#### 項番 10 市民まつりの見直し

- 開催が危ぶまれる雰囲気もあったようだが、本年度の市民まつりは開催するのか。
- 11月に開催する。以前は10月に開催していたが、農業まつりと同時開催するため現在は11月開催に変更した。
- 市民まつりは規模を縮小するのか。
- 諸般の事情等からこれまでと同規模での市民まつりの実施は難しいと予想される。
- 本年度は開催場所も変更されている。
- 本年度はイオンモールむさし村山臨時駐車場で開催する。
- 検討結果に「実行委員会の事務局を武蔵村山観光まちづくり協会に移管することを見据え、」とあるが、市では観光まちづくり協会に市民まつりの運営を全て任せるという考えなのか。
- 現在の観光まちづくり協会の運営体制は2、3人であることから、市民まつりの運営全てを任せるのは厳しいが、市民まつり事業の一部を担わせることはできると思われる。
- 他市の状況を伺いたい。
- 日野市はひの新選組まつりを日野市観光協会が運営している。詳細は確認していないが、本市の観光まちづくり協会よりも運営体制人数は多いと思われる。
- モノレール延伸に向けて本市へ人を呼び込む方策を打ち立てるのに、秋に開催する市民まつりは大規模なお祭りであり、集客するのに恰好の目玉になると思う。しかし、現状の運営体制では難しく、開催場所が変更して規模も縮小しているのは逆行している。せっかく市の一大イベントなので、モノレール延伸とも結び付けて活用しながら本市を盛り立てていただきたい。

#### 項番 29 スポーツを活用した地域活性化策の検討

- 本年度の地区ふれあいスポレク大会の開催時期は決まったのか。

- 詳細は把握していない。
- 検討結果に「「地区ふれあいスポレク大会」を見直し、各地区の自治会長及びスポーツ推進委員等との協議を踏まえ、各地区の現状で開催できる規模や競技内容として大会を実施した」とあるが、昨年度はどの地区も半日での開催だった。
- 地区ふれあいスポレク大会は、昔は地区市民運動会の名称で実施しており、各地区の自治会を中心に盛り上げていた。しかし、現在は自治会加入率の低下や高齢化に伴い、自治会の運営そのものが厳しい状況になっているため、昨年度に各地区の現状で開催できる規模や競技内容に見直して実施した。

#### 項番 4 7 広告収入の在り方の検討

- MMシャトル時刻表やおくやみハンドブック、終活便利帳などに企業が広告を掲載した場合、企業が支払った広告料は市の広告収入になるのか。
- それらは市の広告収入にならない。冊子などの製品を発行する際は広告代理店に依頼し市で原稿を提出するが、発行会社が広告掲載企業を募集して広告料を集めて製品化し市に納品するケースが多く、その仕組みだと広告収入にならない。
- 市が企画するイベント等の協賛企業としてタイアップした場合の広告であっても市の広告収入とはならないのか。
- 全てがそうとは言い切れないが、市の広告収入にならないと思う。例えばおくやみハンドブックやくらしの便利帳等の出版物や、窓口に備え付けた証明書用の封筒は、多くの広告掲載企業を載せている。広告代理店で広告を出稿する企業から広告料を集めて製本又は作製して市に納品されているが、それらは広告収入にならない。
- 冊子に広告を掲載して市へ協力したい気持ちがあっても収入につながらないのか。
- 市報や市ホームページは収入対象になる。また、仮に冊子への広告掲載が広告収入になったとしても印刷製本費を支出する必要がある。
- 市報や市ホームページへの広告掲載は市の広告収入になるのか。
- 市が主体であるため広告収入となる。1 枠当たりの単価を設定して広告掲載希望者から広告料を支払ってもらう。
- 広告料収入の拡大のため、広告掲載によって税外収入を確保していると市民に広くPRしてもよいと思う。
- それ以外の広告収入はあるのか。
- ない。市役所本庁舎 1 階フロアの電光掲示板を設置しているが、広告代理店が広告を出稿する企業から広告料を集めて画面上に掲出して運用している。他には、ネーミングライツの導入に当たり、本市では総合体育館の名称を募集したが応募がなかった経過がある。
- MMシャトルのラッピング広告は市の広告収入になるのか。
- ならない。立川バス株式会社が広告代理店に依頼しており同社の広告収入になる。MMシャトルは、広告収入のほか市補助金や運賃収入によって立川バス株式会社が運営しており、もし同社への広告収入が

なくなれば経営存続のため市補助金で補填するなどの影響もあるため、間接的には市の収入と言える。実際には運営収支は赤字が多い状況である。

#### 項番 6 9 ペーパーレス会議システムの導入の検討

- 現状を伺いたい。
- 令和 4 年 2 月からペーパーレス会議システムを導入した。会議の際に貸与可能な端末台数や実施場所に制限があるため、庁内における会議全てをペーパーレス化できていないが、ペーパーレス会議自体は増えている。
- 運用方法について伺いたい。
- 会議資料を電子化し、ペーパーレス会議システムの専用端末に事前登録した上で、その端末を操作し画面上で資料を確認しながら審議している。ただ、現状、ペーパーレス会議システムの端末はセキュリティ関係上、外部委員の参加する会議で使用できないため、使用は庁内会議のみに限定されている。
- 例えば委員から「自身の個人端末を持参するので会議資料をその端末に送付してほしい」と希望した場合は対応できるのか。
- 当委員会は紙で会議資料を配布しているが、他委員会で会議資料を電子化して委員に送付することもある。委員から希望があれば、会議資料の電子データを委員へ送付し、会議当日に委員自身の端末で閲覧するというのであれば対応できる。
- 庁内会議において、会議室に集まらずに各自の自席から会議に参加することはできるのか。
- 職員の自席などの執務スペースではペーパーレス会議システムを使用できない。現状で使用できる場所は、市役所 3 階の 3 0 1 会議室、市役所 4 階の中部地区会館に限られている。
- 庁内会議のみにしか利用していないのか。
- コロナ禍を経て国や都でも W e b 会議などのリモート会議が増えている。これまでは都庁や東京自治会館等の開催場所に集まっていたが、庁内の会議室で事前に送付された資料の電子データを見ながら W e b 会議に参加できるようになった。  
その他、先週、教育委員会において教科書採択のため臨時会を開催したが、それも W e b 会議を利用している。従前は傍聴者に会場へ入室してもらったが、今回は入室せず別室にてリアルタイムで教育委員会臨時会をライブ中継し、自宅でも傍聴できるようにしている。

#### 項番 7 2 電子決裁システムの導入の検討

- 電子決裁システムの運用方法について伺いたい。
- 令和 6 年 1 月から運用を開始しており、担当職員が文書を起案し、その内容について審議、審査まで全てを同システム上で行い、最終的に決裁責任者が承認して完了する。電子決裁システムの導入以降に起案された文書は全て同システム上で管理している。
- 起案された文書を係長、課長と順々に決裁責任者までパソコンの画

面上で確認して審議し、承認していくのか。

- そのとおりである。審議の順序のとおり係長、課長、部長と順々にシステム内で電子データが通知され、起案された文書内容の同意又は承認を受けて、最終的に決裁責任者まで承認を受ける。
- 承認時に承認者は押印しないのか。
- 押印しない。起案された内容はシステム上で承認か不承認かを選択できるため操作処理を行う。
- 所管課の部課長の承認を得た後に文書審査を行っているのか。
- これまでと同様、システム上で文書主管課長による文書審査も実施している。
- 文書審査において修正等が生じた場合はどうするのか。
- システム上で添付した電子データの修正や差し替えができる。
- 決裁責任者まで決裁が完了した後、保存年限の取扱いは変更ないのか。
- これまでと同様、保存年限の規定に従い3年保存、5年保存と設定しシステム上でその期間保存する。
- 情報公開制度で文書を閲覧したいと市民が要求した場合はどうなるのか。紙で交付されるのか。
- 原本は電子データという考えなので基本は電子で交付する。対応が難しい場合は紙で交付すると思われる。
- 電子決裁システムの導入は、都内全ての自治体で実施している取組なのか。
- システム導入について、本市は後発なので先行自治体は多いと思われる。全国的にみると導入していない自治体もあるかもしれない。
- 電子決裁が完了した文書を他市に送付する場合はどうするのか。
- 一般的には電子メールに電子データを添付して送信している。
- システムが導入されて時間短縮や紙の節約につながっているように思う。
- 他の機関から紙で受領した冊子・図面もPDF化の処理を行いシステム上に保存することになっているが、電子化して取り込むだけで労力がかかる場合など、冊子・図面等の紙と併用して電子決裁している。
- 市役所で管理する文書は全て電子化されたのか。
- 残念ながら全て電子化されておらず、伝票はこれまでと同様に紙で起案して決裁責任者から承認を受け、承認者による押印も必要となる。今後、将来的には電子化していかなくてはいけないと考えている。
- 状況が変化して大変そうであるが頑張っていたきたい。

#### 項番 77 一般競争入札の適用範囲の拡大に向けた検討

- 検討結果に「制限付一般競争入札の対象とする工事等の範囲については基準価格を1件8千万円以上から5千万円以上に引き下げ」とあるが、引き下げた意図を伺いたい。
- これまで基準価格が8千万円以下を指名競争入札、それ以上を一般競争入札としていたが、入札における透明性、競争性及び公正性を確保するため、一般競争入札の適用範囲を見直して条件を変更した。

なお、指名競争入札とは、市があらかじめ数社を指名しその事業者のみで入札する方法であり、一般競争入札とは、市で入札情報を公示した上で参加者を募り参加者同士で入札する方法である。

○ 指名競争入札であらかじめ市で事業者の指名選定を行う場合、市内業者のみを選定するのか。

● 必ずしも市内業者に限らず市外業者も含まれている。入札そのものは、市外業者や大手企業を多く参入させれば費用も抑えられて市の財政上はよいが、地域振興の側面も担っている。市のスタンスとしては、積極的に指名業者の中に市内業者を参入させることで市内の産業育成につながると考えている。

○ 入札へ参加を希望する業者がいれば全て受け入れるのか。

● 指名競争入札は、市が入札に参加できる業者を指名するが、一般競争入札は不特定多数の業者が参加でき、公正透明で誰にでも開かれた入札制度である。

ただ、どの業者でも構わず参加させて発注した工事の品質が下がることを防ぐため、例えば過去3年にわたり同種の工事実績があることや、所在地があまりにも遠方である市外業者は工事の遂行も厳しいため、地域要件を都内又は多摩地域にするなど、制限付一般競争入札として市である程度条件を付している。また、一般競争入札は、どのような形式で公募するか事前に方針を立てて市が指定し、入札情報を公示しなければならず、業者の参加応募期間を設ける必要もあるため、一連の手續に一定の時間がかかる。公正透明で価格競争を生みやすいが一件一件の入札に要する期間が長いことため全ての入札に適用するのは厳しい。

○ 他市の状況も本市と同様なのか。

● 立川市など、過去に入札をめぐる不祥事が起こった自治体は一般競争入札しか実施していない自治体もあるが、極めて珍しい例である。一般的には金額を設定し、その額以上は一般競争入札、その額以下は指名競争入札とする自治体が多い。

○ 一般競争入札で工事を安く発注できれば市の財政上は一番良いのかもしれないが、安かろう悪かろうで不備が生じれば様々な問題につながる可能性が懸念される。

○ 入札価格が一般的に妥当と想定する金額を著しく下回る場合、あるいは逆に人件費の増額や材料費の高騰に伴い金額が上回る場合もあるが、対策は講じているのか。

● あまりにも低廉な価格での入札は工事の品質が落ちることも危惧されるため、最低制限価格を設けて同価格以下で落札した場合は即失格の取り扱いとし、粗悪な工事や業務を防いでいる。

○ 仮に最低制限価格の1円だけでも高い金額で入札すればそのまま落札できることになると思う。

● 御指摘のとおりであり、その可能性を防ぐため本市を含む多くの自治体では、最低制限価格の基準や算出方法は非公表にしており、最低制限価格以下の入札は失格とするダンピング対策も講じている。また、制限付一般競争入札では、過去の工事受注実績や完成高実績、施

工業者の規模など、市で特定の条件を設定して運用する仕組みとなっている。

- これまでの公共工事等の請負業者のうち、市内業者と市外業者どちらの実績が多いのか伺いたい。
- 小規模な工事や委託業務は市内業者が多い。一方、工事価格が億単位となる大規模な工事は市内業者の参入は厳しい。ただ、大規模な工事においては、下請業者や、複数の企業で共同企業体を組まないと施工できない場合もあるため、その際には市内業者を参加させるよう制度設計をしている。

#### 項番 78 事務手数料の見直し

- マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスは、住民票の写しや印鑑登録証明書を窓口よりも安く取得できるが、手数料を半額にしているのは人件費を削減するためか。
- 取組に係る全体の経費を考えると、経費は窓口の方が安いと思われる。マイナンバーカード交付率の向上のための取組であり、趣旨としては、多くの市民にマイナンバーカードを普及させ、利用していただくものであるため、おそらく人件費の算定はしていないと思われる。また、コンビニ交付サービスに係る経費は高いが、窓口の混雑緩和を図るためにも実施している。限られた職員を窓口における相談対応に注力し市民の満足度を高めることができ、待ち時間の短縮でストレス軽減につながる。
- コンビニ交付サービスを利用した方が手数料も安く済むことは市民に浸透しているのか。
- 市報及び市ホームページで周知しているが、まだ本サービスを知らない市民もいるかもしれない。
- 市で積極的にPRしていかないといけないと思う。前回、当委員会でも伝えたが、取組が周知されていないのは残念なので更に周知していくことを求めたい。
- 再度所管課に申し伝える。
- コンビニ交付サービスでは通常の手数料の半額であるが、期間限定の取組なのか。
- 現状では期限を設けていない。
- コンビニ交付サービスの手数料は自治体によって違うのか。
- 違う。他市の状況では通常の手数料の半額相当ではなく更に安く設定している自治体もある。
- 費用対効果を知りたい。次回会議の開催までに、市がどれ程の費用を負担しているか調査してほしい。
- 承知した。詳細を確認して次回の委員会で報告させていただく。

#### 議題 3 その他

- 本日の会議録については、事務局で作成次第各委員に送付し、確認いただきたいと考えている。

	<p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p>
--	--------------------------------

<p>会議の 公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[ ]</p>	<p>傍聴者： <u>  0  </u> 人</p>
------------------------------	--	----------------------------

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：                    ) )</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：                    ) )</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本産業規格A列4番）